

いつもお世話になりありがとうございます。「3分間、待つのだぞ」のCMで一世を風靡したボンカレーの誕生は1968年。それから46年たった今、累計販売個数は25億食を超え、フタを開けて箱ごと電子レンジで2分間「チン」するだけの『ボンカレーネオ』の登場で、もはや3分間待つ必要もなくなりました。時の流れを感じますね。

痛快! えだまめ君

画: ぼりひろみ



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【経営改善設備投資を応援する税制措置】

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合に、その取得価格の30%を特別償却することができる特別償却制度というものがあります。これは、青色申告書を提出する中小企業者等が、認定経営革新等支援機関による経営改善に関する指導および助言を受けて、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に設備を実際に取得し、営む商業、サービス業等の事業のために使用する場合に適用される制度です。



「商業、サービス業」には、卸売業、小売業、情報通信業、損害保険代理業、不動産取引業、自動車整備業、農業など、その他にも多くの事業が該当します。また「中小企業者等」とは、常時使用する従業員が1000人以下の個人事業者、資本金の額が1億円以下の法人（資本金1億円超の大規模法人の子会社を除く）、中小企業等協同組合などになります。そして認定経営革新等支援機関には、認定を受けた税理士や金融機関、商工会議所などがあります。なお、個人事業者または資本金3000万円以下の法人においては、「取得価格の30%の特別償却」か「取得価格の7%の税額控除」のいずれかを選択することができます。ただし税額控除の場合は、「取得価格の7%」または「事業所得に係る所得税額または法人税額の20%」のいずれか低い額になり、税額控除限度の超過額は1年間繰越すことができます。

副所長

たなべしげお

田邊繁雄の「税務の豆知識」



ご存じですか? もう緩和されています、相続税の「ある特例」

読者の皆さんは、平成27年1月1日以降の相続税の大改正（増税がメイン!）はもうご存知のことと思います。

他方、本年の1月1日から『小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例』が改正され、特例の適用要件が緩和されているんです! ご存知でしたか?

『小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例』とは、ざっくり説明しますと、相続開始の直前にお亡くなりになった方（以下、「被相続人」といいます）等の居住の用に供されていた宅地等で一定の要件を充たした場合に、その宅地等の価額が一定の面積までの部分について80%減額される制度です（「事業用」の用途にも特例が適用できる場合があります）。

例えば、東京23区内に自宅とその敷地を所有していた被相続人をイメージしますと、この特例を利用できれば、1億円の土地が最高で8,000万円の減額が可能なケースでは2,000万円の評価額になるというものです。この特例で二世帯住宅に被相続人と親族が居住していた場合の適用要件が、もう既に緩和されているんです。今回は、その内容について詳しく見ていきましょう!

社員のひとこと日記

今月は法人申告の数が一番多いえに久しぶりに法人設立(初めて定款の電子認証)もあり、社会保険の調査など雑多な業務が重なり少しバタバタしましたが何とか無事に終わる事が出来ました。

17日(土)には楽しみにしていた静岡のホビーショーに行き、AFV プラモとゆう共通の趣味を持つ方々と製作、塗装等々について直に見聞きすることが出来てほんとに楽しく有意義な一日でした。あともう一つ毎年楽しみにしているイベントがあります。

来る6月21日(土)22日(日)に福井のショッピングセンターベル「あじさいホール」で開催される第19回福井プラホビーコンテストです。

このコンテストはベル近くのオーカワ模型さんが主催し、フクイスケールモデラーズのメンバーの作品や私のような個人や子供さんが作ったプラモまで、誰でもジャンルを問わず出品できます。

協賛しているプラモメーカーや雑誌の出版社から表彰もあり、最後に抽選会まであります。

毎年会場一杯にいろんなジャンルの力作が並ぶので近くに寄られた際には是非見て頂けたらと思います。もちろん私もこの1年で作ったキットを持ち込みます。

増田

365日 が楽しくてたまらない! 『商売のヒント』

今月の商売のヒント：【胸に秘める強い信念】

今では当たり前のように使われている「有言実行」という四字熟語。ご存知のように「言ったことは必ず実行する」という意味で、責任を問う場面などでよく耳にします。しかし、「有言実行」はもともとの言葉ではなく、「不言実行」から派生した造語のようなものだそうです。



不言実行とは、文句や理屈を言わずに黙って「なすべきことをする」こと。かつて、奥ゆかしさや慎ましさをよしとした時代には、不言実行が美德とされました。

「古者の、言をこれ出ださざるは、躬(み)の逮(およ)ばざるを恥づればなり」とは孔子の『論語』の一節で、昔の賢者が軽々しく言葉を口にしなかったのは、自分の言葉に実行が追いつかないのを恥としたためであるといった意味でしょうか。つまり、自分で言ったことを実行できないのは恥だと考えていた孔子は、言葉には慎重であるようにと説いたのです。

軽はずみな言動は恥どころか信用を失います。孔子の言うとおりの言葉には慎重でありたいものですが、最近では有言実行の意味合いが「やろうとしていることを口に出す」に変わってきて、不言実行より立派な態度だと見なされる傾向があります。そのせいか、自分の思いや目標を口にしてアピールすることが、成功の秘訣だという風潮も感じられます。

口ばかりの「有言不実行」に比べたら、約束事を口にして自ら退路を断ち、覚悟をもって行動することは大したものですが。しかし、努力を人に言わず、その姿を見せもせず、人知れず淡々とひたむきに成果を出し、けれど自慢することもなく、それでもなお努力を続けることは、純粹に自分との勝負である分、口に出す以上に強い信念が問われるものです。気軽に言葉にしなくて胸の内に秘めた思いが本物であれば、やがて成熟して実りの時を迎えるでしょう。そのときあなたの言葉にはさらに重みが増し、振り返ればそこには確かな足跡が刻まれていることだと思います。

